

令和4年度第19回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和5年1月6日

担当部・課：保健福祉部夜間急患センター〔Tel94-5111〕

| | |
|---|--------------------------------|
| ① 件名 | |
| 夜間急患センターにおける院内処方の実施について | |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） | |
| <p>【背景】 夜間急患センターの患者への処方は、石巻赤十字病院敷地内に石巻薬剤師会が開設した休日夜間薬局による院外処方を実施してきたところである。 今年度の診療報酬改定により、「急性期充実体制加算」が新設され、石巻赤十字病院が当該加算を算定するにあたり、敷地内薬局があることにより施設基準を満たすことができないため、石巻薬剤師会、石巻赤十字病院、本市の関係機関で協議を行い、休日夜間薬局が閉鎖されることになった。</p> <p>【目的】 休日夜間薬局の閉鎖により院外処方ができなくなるため、院内処方により患者への処方を継続することで、診療から処方までの医療を提供する。</p> | |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 | |
| <p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> | |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） | |
| 令和4年 9月～12月 | 石巻薬剤師会・石巻赤十字病院との関係機関会議（計4回） |
| 10月 | 厚生労働省へ「急性期充実体制加算」の特例承認要望（市長訪問） |
| 12月 | 厚生労働省から特例承認に対する回答（市長訪問） |
| ⑤ 主な内容 | |
| 休日夜間薬局の閉鎖に伴い、患者に対し夜間急患センター内で院内処方を行う。 | |
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） | |
| <p>【影響・効果】 休日夜間薬局の閉鎖により院外処方ができなくなるため、院内処方に切り替えることにより、診療から処方までの医療を提供することができる。</p> <p>【市財政への負担】 石巻薬剤師会に対する調剤業務委託料 15,672千円 （財源）一般財源 ※診療報酬 年間4,000千円程度を見込む。</p> | |
| ⑦ 他の自治体の政策との比較検討 | |
| 仙台市急患センター 仙台市北部急患診療所 仙台市夜間休日こども診療所 名取市休日夜間急患センター 塩釜地区休日急患診療センター 岩沼・亘理地区平日夜間初期救急外来 仙南夜間初期急患センター 大崎市夜間急患センター | 院内処方 |

| | |
|-------------------------|--|
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 | |
| 令和5年1月～3月 | 石巻薬剤師会との打ち合わせ 夜間急患センター運営協議会（2市4町）への説明 |
| 2月 | 市議会第1回定例会に係る予算案について提案 |
| 3月 | 石巻薬剤師会との協定書締結 |
| 4月 | 院内処方に切り替え |
| ⑨ その他 | |
| | |